安心して住み続けられる京都のまちづくりへ、力をあわ

「違法民泊」を「合法」とし広げる民泊新法

2017年6月11日

日本共産党

只都府委員会

日本共産党

牙都府会議員団

日本共産党

尿都市会議員団

次 目

広がる「違法民泊」~違法・脱法行為は、厳しく指導し取り締まるべき

- ①旅館業法上の「許可」を取ったのは、わずか「1.8%」(全国調査)
- ②自然環境、職住近接で育まれた京のまち ~「まちに住民が住めなくなる」
- ③法を守り、地域に根ざす業者も ~ 新法であえて「違法」を広げる必要はない
- ④安倍政権の「成長戦略」の一環 ~ 観光の持続的発展にも逆行

日本共産党の国会質問で何が明らかになったか

- ①質問をうけ、国が地方自治体に「旅館業法の遵守」を通知
- ②「旅館業法の基本哲学を実現していく」(塩崎厚生労働大臣が答弁)
- ③世界の流れは、「都市部への民泊進出」を抑制
- ④「違法民泊」の横行は、「観光の発展にも逆行」

住民の暮らしと京都のまちを守るために~日本共産党の「緊急提案」

「住宅宿泊事業法」 (民泊新法) の何が問題か

今後、歴史都市・京都の住環境とま ちづくり、京都観光発展への大きな けで「合法・適法」とするもので、 延する「違法民泊」を、「届出」だ での「民泊」問題が顕在化して以 障害となるものです。 を解禁する規制緩和策ですが、まん 日本共産党は、これまでも、京都

す。京都でも、住宅地に東京や中国のオ う、いわゆる「民泊」が、京都をはじめ ど、大きな社会問題となっています。 ーナーが経営する「民泊」が突然出現 全国の観光地、大都市で急増していま 返し提供して「宿泊サービス」をおこな 周辺住民とのトラブルが起きるな

② こうした中、今国会に旅館業法の 1 規制と対策が求められています。 続出し、その取り締まり、あるいは たものでも近隣住民とのトラブルが 泊」です。簡易宿所などの許可を得 一部改正及び「住宅宿泊事業法」(い その大半は、無許可の「違法民

宅での宿泊業」(いわゆる「民泊」) い旅館業法上認められていない「住 日、成立しました。これは、ほんら わゆる民泊新法)が提案され、一昨

が、地域住民のみなさん、自治連合 会やマンション管理組合、 国会、府会、京都市会の各議員 旅館関係

とくに注目すべき大きな問題は、厚労

や京都市などの政令指定都市では、許可

大都市中心

心市、いわゆる東京都特別区

市民泊施設実態調査」では、許可を受け

を受けた物件

上は1・8%(昨年の「京都

住宅やマンションの居室を有償で繰り

①旅館業法上の「許可」を取った のは、わずか「1・8%」 (全国調査)

4件 (30・6%) は [無許可営業] だっ は2505件 (16・5%)、残り462 もののうち「営業許可を受けている」の りました。調査件数1万5127件のう 査では実に注目すべき結果が明らかとな 関する全国調査」を行いました。この調 が「所在地を特定できず」、特定できた ち、半数以上の7998件 (52・9%) 昨年10~12月、厚生労働省は「民泊に

> ・脱法行為は、 自体が、「違法民泊」の物

省「報告書」 合」はたったの「1・8%である」と指 ては、営業許可を取得している物件の割 が共同住宅」)、さらに「大都市圏におい た」)としていること、また、空きアパ 件は所在さえはっきりとは掌握できない 摘していることです。 ートやマンションの空き部屋が次々と (「物件の特定すら非常に困難であっ (「無許可物件の半数以上(54・2%) 「違法民泊」 に変わりつつあること

な規制と対策を求めるものです。 って、この規制緩和をくい止め、必要 合法・適法化」という新たな局面に立 いま、「民泊新法」による「違法の

環境とコミュニティ、京都のよさを守る 泊」問題に ために引き続き全力を尽くすものです。 (案)をお示-こうした立場から、日本共産党の「民 しするとともに、住民の生活 対する「見解と呼びかけ」

可取得や地域との「協定書」づくり

し、旅館業法に基づく簡易宿所の許

など「違法民泊」への指導を求め、

解決に力を尽くしてきました。 住民のみなさんと力をあわせ、問題 届けし、進出する「民泊」業者に対

「民泊対応ハンドブック」を広くお また、党京都市会議員団発行の きました。

者のみなさんとの懇談を繰り返して

厳しく指導し取り締まるべ 広がる「違法民泊」~違法

まさに急増しているのです。 たのは7%との結果が出ている)、その 他に所在地も分からない「違法民泊」が

②自然景観、職住近接で育まれ 「まちに住民が住めなくなる」

う事態が生まれつつあります。 とまちづくりにたいへん深刻な影響を与 民泊」の急増は、こうした京都の住環境 景観政策」に代表されるように、低層住 え、いま「京都が京都でなくなる」とい 帯京都」とまで酷評される現在の「違法 って育んできました。「観光民泊無法地 宅を中心とした自然環境をいかしたまち づくり、職住近接の住環境を永年にわた 京都のまちは高さ規制を軸にした「新

ど「管理物件」が数多く存在しているこ 泊」に転じるだろう空き部屋や駐車場な の無届け「違法民泊」、これから「民 だけで42件、合計433件も登録されて 京都市に届けられた「簡易宿所」が急増 の自然景観と一体にまちを形成してきた 建仁寺の門前町をかかえ、京都ならでは いますが、深刻なのは、これ以外に無数 京都市東山区では、旅館業法にもとづき し、昨年だけで149件、今年1~3月 例えば、清水寺や高台寺、八坂の塔、

所が「民泊」になり、コミュニケーショ 4軒が民泊」「薄い壁一枚の長屋の両隣 勢い」「この行き止まりの路地は7軒中 隘道路に面した路地まるごと民泊になる めなくなる」事態が起こっています。 立たなくなる、いわば住民がそこに「住 ンをとることもできない、町内会が成り るのです。住民が知らない間にとなり近 の実態が出されました。「民泊」の急増 が民泊に。うるさくて寝られない」など で、まちのあり様が急速に変わりつつあ 私たちの調査では、地域住民から「狭

げ、「住んでよかったまち、住み続けら は、「六原まちづくり委員会」を立ち上 みを進めておられますが、「民泊」の横 れるまちづくり」をスローガンに取り組 行とともにレンタル着物店やアイスクリ こうした中、東山区の六原自治連合会

> くに限界点、飽和状態を超えている」と りの視点からすると、六原の民泊はとっ す。まちづくり委員会との懇談では、 び、たくさんの外国人とレンタル自転車 にくくなっている」と嘆いておられま が路地にあふれ、「住民がどんどん住み -ム(ジェラート)屋などが通りに並 「住民が生活するという観点、まちづく

③法を守り、地域に根ざす業者も |新法であえて「違法」を広げる

すれば地域経済にも貢献できる」と言わ てもらえる」「マナーが悪いのは、日本 ションがとられており、「日本のルール る、まちを守る、京都を守る、私にとっ れる」「京町家での宿所営業は、家を守 され、人と交流でき、高齢者が元気にな れ、「ゲストを迎えることで、家が掃除 泊施設を営業する方々もおられます。例 人も外国人も関係ない」「きちんと対応 やマナーを話せば、それをきちんと守っ ともきちんと面談によってコミュニケー てたいへん重要な取り組みだ」と話され よって工場と「離れ」、「母屋」を維持さ 方は、「伝統工芸の体験+宿泊営業」に えば、築100年の京町家を改修されて ています。こうしたところでは、外国人 んと許可を得てホームステイ型などの宿 「簡易宿所」として営業されておられる 京都でも旅館業法を守り、きち

数程度の業者がこれに応じているそうで 法の簡易宿所の許可をとること」「地域 際に存在します。また、先の「六原まち 行事に参加すること」を求めており、半 づくり委員会」では、「違法民泊」のオ ルをまもって努力されておられる方が実 ナーらと話し合い、「最低限、旅館業 このように、現行法の範囲内で、ルー

で「合法」と認めてやる民泊新法など必 ル無視の「違法民泊」を、「届出」だけ そっちのけで、利益のみを追求するルー **心可能ということは、逆に言えば、住民** このように、現行法の範囲で十分に対

締まる態勢を急速に確立することです。 接に連携をとりあって、違法業者を取り 学び、違法は違法としてしっかりと指導 要ないとうことになります。 した努力に国と地方自治体がしっかりと し、地域住民、自治体、警察、消防が密 いま求められるのは、地域住民のこう

④安倍政権の「成長戦略」の一環 観光の持続的発展にも逆行

年に6000万人の訪日外国人観光客数 ゆる「成長戦略」の一環です。 ピックに向けて4000万人、2030 を目標とする安倍政権の観光戦略、いわ 2020年東京オリンピック・パラリン 業法(民泊新法)」 もふくめ、 観光の 「受け皿」整備を進めるという方針は、 今国会に提案されている「住宅宿泊事

テムを整備しないまま「観光バブル」を です。交通問題も含め、ある程度の時間 急増など、結局、地域の人々が観光客を 呼び込む安倍政権の政策は、「民泊」の をかけて「受け入れる側」の秩序・シス って非常に大切な営みです。こうした点 た景観や文化財を損なわない観点が重要 で、観光の出発点でもある地域のすぐれ 「迷惑だ」と感じる不幸な状況を作り出 しかし、観光という営みは、人間にと

> る方向です。 が「住み続けられるまちづくり」を進め りです。実際、世界の大きな流れは都市 客の数字だけを追いかける「戦略」は誤 制、規制を強化することによって、住民 部や観光地への「民泊」や宿泊施設の抑 行するものです。その意味で、観光入込 してしまい、観光の持続的な発展にも逆

も受けずに営業する「違法民泊」を、新 たなルールを作ってまで「合法化」しよ 規制緩和された「簡易宿所」の許可さえ 成立した民泊新法は、昨年4月に一部

/問われています。

可能とするものです。 この地域でも、行政への「届出」だけで 制されてきた「住居専用地域」を含むど ので、「民泊」営業を従来規

てきただけに、この問題にどう対応する 棒を担いで京都の「まち壊し」をすすめ ドの吸収」という戦略を掲げ、小学校跡 安倍政権のすすめる「成長戦略」のお先 地を不動産業者に低利で貸し出すなど、 これまで京都市は、「観光インバウン

明らかになっ 国会質問

取り上げ、何が「民泊」問題の本質なの さんから歓迎され、各方面から大きな反 がどこにあるのかを浮き彫りにしまし か、民泊新法の何が問題か、対応の基本 おいて、京都市の「違法民泊」の実態を 会、また5月の衆議院国土交通委員会に は、今年2月の衆議院予算委員会分科 た。いま、この質問が住民のみなさんや 旅館・ホテル業を規則にそって営むみな 日本共産党のこくた恵二衆議院議員



国土交通委員会で質問する こくた恵二衆議院議員

①質問を 「旅館業法の遵守」を通知 うけ、国が地方自治体に

はたった7%にすぎないことを明らかに は、各地に しました。 制強化で厳しく取り締まるべきだと追及 なく、まちづくりの大問題だとして、規 し、「違法民泊」が住環境を壊すだけで 旅館業法上の許可を受けている「民泊」 で京都市が調査した2702件のうち、 こくた議員は、「民泊施設実態調査! 広がる「民泊」の多くは、 これに対し、塩崎厚労大臣

答弁し、石井国交大臣も「(違法だとい 弁しました。 う)厚生労働大臣のお答えの通り」と答 泊に対する取り締まりの強化を行う」と 「違法だ」ということを認め、「違法民

知」文書を出しました。 令の遵守の徹底」 を内容とする、「通 対し、「旅館業法をはじめとする関係法 厚労省、国交省、消防庁が地方自治体に また、こくた質問を受け、3月17日、

②「旅館業法の基本哲学を実現 してい

(塩崎厚労大臣が答弁)

旅館ホテル また、こくた議員は、京都での「全国 生活衛生同業組合連合会」

り立つ。安心・安全を保障する旅館業法 準法、衛生の規制や環境整備等の旅館業 の厳しい基準が守られなければならな の三者の安心・安全が守られて初めて成 ト)、旅館・ホテル(ホスト)、近隣住民 介し、「宿泊サービスは、観光客(ゲス 法を守って営業している」との発言を紹 客の命と財産を預かるのが宿泊サービ い」と指摘し、厚生労働大臣の認識をた ス。コストがかかっても消防法や建築基 テル業者は「たとえ1日であっても、お (全旅連) との懇談を踏まえ、旅館・ホ

衆衛生の確保を図るというもともとの旅 る」「また、民泊サービス提供者に対し り締まりを強化する、そして、無許可営 は、まず、都道府県知事による立ち入り 要望書に幾つかの事項が書かれているわ る」と答弁しました。 館業法の基本哲学を実現していく、そう 業者に対する罰金の上限額を引き上げ 権限を創設して、無許可営業に対する取 けでありますけれども、厚労省として いったようなことを含めた措置を講じ ては、清掃等の衛生管理を義務づけ、公 塩崎厚労大臣は、「全旅連の青年部の

と、また、政府が民泊新法の立法事由と の上で、厚労大臣が「無許可営業に対す る取り締まり強化」と同時に、民泊新法 法制定は行うべきではありませんが、そ 出」だけで「民泊」営業を合法化する新 かなど、今後の論戦と運動の「土台」と や政令市でどういう条例を制定させるの あげざるを得なかったことは、都道府県 く」とまで答弁せざるを得なかったこ に「旅館業法の基本哲学を実現してい トラブル解消、③仲介業者への規制等を して、①宿泊者の安全、②近隣住民との もともと、住居専用地域を含め、「届

③世界の流れは、「都市部への民 泊進出」を抑制

の進出には抑制的」です。例えば、世界 有数の観光都市の長であるバルセロナ市 いま世界の流れは、「都心部への民泊

> の宿泊施設を規制し、郊外に誘導する政 017年4月17日)として、いま都市部 なく、旅行者にとっても問題です」(2 題はもうそこに住み続けることができな 住居より多くなっているのです。この問 ですが、旅行者のための居室が、住民の うに増大しているからです。逆説的なの その原因は宿泊施設が雨後の竹の子のよ まさに都心部のように、いま住民が追い が必要だと言うことです。というのは、 長は、「私たちが考えているのは、秩序 くなって、そこを離れている住民だけで 出されている地域があるからなのです。

ました。ベルリン市は「無届・営利目的 のなか学校の統廃合がすすむ事態を受 ル化」し、人口が減少し、子どもの減少 で繰り返し貸し出すことは不正流用」と の徴収・納税を義務づける条例を策定し では、居住用のアパートの2割が「ホテ フォルニアなど6州となっており、パリ して法律で禁止し、バンクーバー州は け、2014年にAirbnbに宿泊税 禁止・抑制する州はニューヨークやカリ (1カ月未満) で貸し出すこと」を法律 「ホテル事業者以外の者が自宅等を短期 また、アメリカでは法律で「民泊」を

④「違法民泊」の横行は、「観光の 発展にも逆行」とズバリ

民泊』によって、住民の生活は壊され、 光だと指摘している。ところが、『違法 たる豊かな国民生活の実現』という目的 よし、訪れてよし』の観光理念を定めた 自分たちの住むまちに対して魅力や誇り を定めている。 観光政策審議会答申も 観光立国推進基本法は『観光は将来にわ はないか」とするどく迫りました。 が失われている。これでは、本末転倒で 『地域住民の生活の質を高める』のが観 「観光政策のあり方」に触れ、「『住んで さらに、こくた議員は、国会質問で

も住民が地域に対する愛着や誇りを持て てよし」の京都を実現するには、何より いうまでもなく、「住んでよし、訪れ

現できるのです。 を満たすことが基本でなければなりませ ることと、生活に対する満足度や充実度 ピタリティ(心からのおもてなし)も実 ん。そうであってこそ、観光客へのホス

議会の「答申」(1995年6月2日) をひいて、「よい観光地づくりは、地域 こくた議員が国会質問で、観光政策審

民泊」は規制されなければならないこと も、まちと地域を破壊する「違法・脱法 は論をまちません。 の破壊者ではなく保護者となるべきだ」 産は非常に貴重な資源だ。観光はそれら き)、よく保存された自然環境や文化遺 住民の生活の質を高め(ることで実現で と提起したように、観光戦略の点から

住民の暮らしと京都のまちを守るために 日本共産党の「緊急提案」

じて認められない」と反対してきまし 出」だけで認め、規制の枠を取り除いて く、日本共産党はその制定に対して「断 「適法」とする「民泊新法」は必要な 住宅地における「違法民泊」を「届

厚労大臣が「旅館業法の基本哲学を実現 であり、大変重要なことです。 において「規制を強化」することは可能 政省令や都道府県及び政令市の独自条例 していく」と明言したように、関連する 同時に、新法の制定にあたって、塩崎

安心・安全が担保きるよう求め、奮闘す き続き次の諸点を強く要求し、これ以上 こうした立場から、日本共産党は、引 「まち壊し」に歯止めをかけ、住民の

(1) 違法・脱法民泊が現に横行してい る現状に立ち、これを厳しく指導し ていく」ことが実質的に担保されま す。そうしてこそ、厚労大臣が明言 取り締まるため、「民泊対策室」や した「旅館業法の基本哲学を実現し 保健所職員の抜本的増員をもとめま

(2) 営業日数について、新法では「1 80日制限」となっていますが、全 例で、「30日」などの営業日数を定 め、「住居専用地域」を良好なホー 旅連青年部が求めているように、条 ムステイ以外の「民泊営業を認めな

い地域」として設定するよう求めま

見」)としていますが、こうした規 制は重要です。言葉通りの実行を求 など集合住宅の一室の民泊化は認め 後も、住居専用地域内のマンション ない」「これをぶれずに実行する」 (2016年8月31日の「記者会 また、京都市長は「民泊新法制定

(3)「違法民泊」のまん延で、地域住 民が不安になっている最大の問題 が、24時間いつでもノーチェックで 自由に出入りすることです。防火・ は、外国人も含め知らない複数の人 間の相談・対応体制の確保を求めま めた「常駐体制」、苦情処理や24時 ともふくめ、対面確認と名簿管理、 パスポートの提示とコピーをとるこ 床になることも心配されています。 込まれ広がった場合や重大犯罪の温 防犯上の問題に加え、感染症が持ち また、「家主不在型」の民泊もふく な手段は、何と言っても管理者の 「名簿管理」です。外国人の場合、 「常時体制」と「対面による確認」 これを「抑止」するもっとも有効

(4) 「延焼可能性」や「避難困難性」 より地域を限定して指定し、営業日 が高い密集住宅地について、条例に

> ル電化、 数を厳-くるよう求めます。 補強などについて、独自の基準をつ 器設置などの防火措置、住宅の耐震 しく制限します。また、オー 排煙設備や防火素材、消火

(5) 条例により、地域住民への事前説 者、そ. 明の実施、町内会、自治会と事業 う求めます。 「協定 (書)」締結を義務づけるよ して管理業者の三者による

低層の住宅 れてきまし の「まち」 た京都盆地 京都では、これまで三山に囲まれ 地が形成され、職住近接 が長年にわたって形成さ に、自然景観と調和した

を「合法」とする民泊新法制定によ まちが、「違法民泊」の進出とこれ くってきたのです。いま、この京の 衆が愛着と誇りを持ち、営々と形づ でよかったと言えるまち」を、京町 り、歴史的な危機に直面していま 「住民が住みやすいまち」「住ん

闘するものです。 立たせ、京都観光のいっそうの発展 り、そのことがより京都の魅力を際 き住民のみなさんと力をあわせ、 政党として、日本共産党は、引き続 づくり、まちと調和した地場・伝統 につながるよう、全力を尽くして奮 産業の発展 「京都のよさ」「住みやすさ」を守 京町衆と 、京の文化を支えてきた 力をあわせ、京都のまち

ご意見をお 希望いたし (案)に対し、みなさんの積極的な あわせて、本「見解と呼びかけ」 寄せいただくことを切に



「住宅宿泊事業法」(民泊新法)の何が問題か

①「目的は、新たな不動産対策」

「民泊新法」の真の目的は何か。もともと政府は、「外国人旅行者の急増に伴い、都市部ではホテル不足が深刻化しているため、民泊を認め、宿泊施設を増やす」ことが法案の目的であるとしてきましたが、実際には「ホテル不足を補う当初の目的を離れ、新たな不動産対策にしたいという側面が見えてきた」(2017年4月23日)と「産経新聞」の「社説」が書いたように、空き家、空きマンション・アパートに目をつけた賃貸・不動産業界や中国資本、富裕層の投機対象として、大幅な規制緩和を行うことに問題の本質があります。

そもそも、「宿泊料」を受け「業」として人を宿泊させるには旅館業法上の厳格な許可が必要で、事業者は宿泊者の安全・安心を守るために建築基準や消防設備、衛生基準などを満たさなければ営業許可は受けられません。しかし、今回の民泊新法は、こうした旅館業法上の基準を満たさない住宅での宿泊営業を可能とするものです。

また、民泊新法では、Airbnb(エアビー)などの仲介業者も「登録」制にしようとしています。これも、そもそも、厚労省は「民泊は宿泊サービスであり、旅館業法にあたる」として、「民泊」を仲介する仲介業者は、旅行業法の「旅行業」にあたり、「旅行業法に登録しなければ違反となる」としてきたものを、エアビーが指導に従わず「自分たちが扱っているのは宿泊サービスではなく、交流目的で旅行者と現地の友だちをマッチングするサービスをしているだけだ」と言い逃れし続け、政府はこうした違法行為を野放しにしてきたのです。もともと「税逃れ」のために日本に事務所を置かないエアビーなどの海外の仲介業者を「登録」制にしたところで、違法行為を行った場合に実効ある管理・監督が行われるのか、まったく疑問です。

すでに旅館旅法上の「簡易宿所」は大幅に規制緩和されており、「違法民泊」対策は新たな立法によらず、現行の旅館業法の範囲内で行い、この基準に合致しないものは「違法」として取り締まるべきで、一部の不動産業者らの利益のために、違法・無法を際限なく広げる「民泊新法」を新たに制定する必要はなかったのです。

②現行法さえ守らない「悪質な業者」への対策こそ

昨年春の政令等改正により、旅館業法の「簡易宿所」は面積基準などの規制緩和が行われ、「局長通知」によって帳場設置義務が「不要」とされました。しかし、京都市ではすでに「帳場設置」を義務づける条例を整理しており、この時点でも「国基準」より厳しい対応を続けてきました。

このため、国では京都市の取り組みを「モデルケース」としていますが、その京都市においても、もともと各行政区に合計で90人配置されていた職員(民泊対応を含む保健衛生職員)が、「医療衛生センター」にまとめられ18名しか配置されていません。そのため、住民の苦情対応にもまったく手が回らず、住民が相談の電話を入れると「その件には対応しかねます」等の対応がされています。

こうした困難に拍車をかけている原因は、法や条例の網の目を「悪意」を持ってすり抜けようとする悪質な業者の存在です。実際に京都市では、簡易宿所の許可を得る段階で「帳場」が開設されていることを市が「確認」しても、営業が始まってしまえば「帳場が下駄箱に変わり、キーボックスで自由に外国人が出入りしている」「もともと帳場は段ボールで作られており、すぐになくなった」「狭いゲストハウスに10数名の外国人が泊まっている」などの実態が数多く報告されています。ほんらい「帳場を置く」ということは、「そこに人がいる」ということを前提にしており、京都市も議会でそう答弁しています。しかし、現実は業者が「法の抜け道」をくぐり抜け、あとで脱法行為をすること前提に、いわば形だけ整えて許可を申請し、実際には違法営業を行う事例が数多くあります。

モデルケースとされる京都市でさえこうした悪意を持った業者には手を焼いています。「違法」は「違法」として取り締まるという立場にしっかりと立たない限り、問題はまったく解決しないのです。こうした悪質な業者に対応するための法権限の強化や条例上の規制こそ求められる

というのが、現在の中心的問題です。

③「民泊新法」によって何が変わるのか。「違法民泊」はなくなるのか

では、今回成立予定の「民泊新法」によって、現行の規制から何が変わる(緩和される)のでしょか。また、そのことによって、「違法民泊」はなくなるのでしょうか。

政府は、「違法民泊」が横行する事態を逆手にとって、「だから、これまで『アンダーテーブル』にあった違法民泊を届出させることで、表に出し法の規制をかけ、宿泊者の安全、近隣住民とのトラブル解消等を行う」、これが「民泊新法」の立法事由であると説明しました。

しかし、この論拠は、5月31日の衆院国土交通委員会での日本共産党のこくた恵二衆議院議員の論戦を通じて破たんし、政府は結局、「新法を作ればこの立法事由が本当に実現できるのか」という肝心な点をまともに説明することさえできませんでした。

■ 最大の問題は、これまで「許可制」であったものを「届出」だけで 「よし」とする点です。

日本中小ホテル旅館協同組合は、「この民泊新法は、管理者が国土交通省に届け出し、施設の持ち主が地元自治体に届けるだけで、施設に管理者不在のまま、全国どこででも民泊営業ができるという、国民の安心安全な生活を根底から覆すとんでもない法律です」と批判されていますが、国土交通大臣は「なぜ届出だけでよしとするのか」との根本的な問いには答えられませんでした。

また、民泊新法にいう「届出」とは、「インターネットで簡単に行う」もので、「台所」「浴室」「便所」「洗面設備」など設備要件は「手書きの図面を添付すればよい」ということで、実際には現場確認さえしないことも明らかになりました。

■ 防火対策についても、ホテルや旅館業の努力と同等の「イコールフッティング」を求めた質問に対し、「火事が起こってから」の対策、すなわち「非常用照明器具の設置」「避難経路の表示」についてしか回答できず、結局、もっとも大切な「防火対策」についての規制は極めて不十分であることがハッキリしました。

この点も、「旅館業法での営業許可申請では絶対必要となる、建築確認検査済書、消防法適合通知書、365日24時間常駐の管理者、この人の生命にかかわる最重要な営業許可条件がすべて削除されています」(日本中小ホテル旅館協同組合)との主張は当を得たものです。

■ 「家主不在型」の民泊では特に重要な問題である、「フロント設置」 と24時間常駐、対面によるチェックイン、チェックアウトの管理につい てです。

これについては、5月30日の国土交通委員会において、永山久徳参考人(旅館経営者)が「民泊の解禁によって、我々のこれまでの努力が無になることを恐れている。犯罪を計画するものは、ホテルでなく民泊を利用しようとすることは明らか」「昨年のパリ、先日のロンドンでのテロも、犯人グループが他人名義で民泊を予約し、潜伏していたという報道もある」「対面しなければ、実際に本人が宿泊するかどうかを確かめることはできない。しかも、利用する人が利用人数を偽って大勢で宿泊することがあったり、そういったものまでチェックすることは不可能」と指摘されましたが、政府答弁はこの懸念について「一般論」を繰り返すばかりでした。

■ さらに、「家主居住型」の民泊はごく一部で、大多数は国内外の企業や投資家が民泊用に空き家マンションを購入し、それを運用する「家主不在型」民泊、いわゆる「投資型の民泊」です。これら大手建設会社や賃貸・不動産業者などがもくろむ、住居専用地域における民泊利用を前提とした共同所有の「民泊マンション」や「低コストホテル」の建設、進出をどう食い止めるのかも今後の大きな課題です。